

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 阿部 長夫

## 1 日 時

令和4年9月20日(火) 午後1時30分から  
午後4時25分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

阿部長夫、衛藤博昭、志村学、高橋肇、守永信幸、馬場林、麻生栄作

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 松田哲也 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第70号議案のうち本委員会関係部分及び第83号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第73号議案及び第74号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について及び損害賠償の額の決定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主任 井上友香  
政策調査課調査広報班 主任 甲斐雅俊

# 文教警察委員会次第

日時：令和4年9月20日（火）13：30～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係 13：30～14：20

### (1) 合い議案件の審査

第 73号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

第 74号議案 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

### (2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

（公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター、公益財団法人大分県交通安全協会、公益財団法人大分県防犯協会）

③ヘリコプターテレビ伝送システムの更新について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係 14：20～16：00

### (1) 合い議案件の審査

第 73号議案 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

第 74号議案 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

### (2) 付託案件の審査

第 70号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 83号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて

### (3) 諸般の報告

①損害賠償の額の決定について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

④令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について

⑤中学校卒業後の進路状況について

⑥公社等外郭団体の経営状況報告

（公益財団法人大分県奨学会、公益財団法人大分県スポーツ協会）

### (4) その他

## 4 協議事項 16：00～16：10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**阿部委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件、総務企画委員会から合い議があった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてのうち、警察本部関係部分について一括して執行部の説明を求めます。

**松田警察本部長** 警察本部長の松田です。

今回の台風第14号について、被災された方々に心より御見舞を申し上げたいと思います。

台風第14号への対応については、県警に災害警備本部を設置し、県と連携して対応しました。被害状況と警察がとった措置について、この後、警備部長から御説明します。

さて、阿部委員長をはじめ委員の皆様には、平素から警察業務の各般にわたり、深い御理解と力強い御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会では、合い議案件2件について審査いただき、その後、諸般の報告として、大分県長期総合計画の実施状況について、ほか2件の案件を説明します。

それぞれ担当部長等から説明しますので、よろしくをお願いします。

**幸野警備部長** 台風第14号の被害状況と警察の措置について御説明します。

まず、被害状況です。本日の午前6時30分現在で県がまとめた数字ですが、人的被害は重傷者が3名、軽傷者が6名の計9名です。物的なもので主な建物被害は39件で、その他多くの被害が出ています。

警察の対応についてですが、18日の午前3時50分に大雨警報が発令されたことに伴い、

県警本部に警備本部を設置し、所要の態勢をとりました。最大時で警察本部と警察署で約400名の警察官がこの災害警備活動にあたっています。

さきほどの人的被害ですが、強風で転倒した、もしくは台風に乗って屋根で作業中に風にあおられ転落し、3名が骨折し重傷となっています。かなり風が強かったため、転倒転落が多く、また、割れた窓ガラスの破片が飛んできて怪我をしたなど6名が軽傷となっています。

110番の状況ですが、18日から丸2日間で591件となっています。その中で、台風関係のものが171件。そのうち、警察官が出動したものが165件となっています。多かったのが、倒木によって道路が封鎖されているといったものでした。木が1本とか、警察官が何とかできるものは現場でチェーンソーにより倒木を切り倒して、端によけて道路の啓開活動を行いました。

また、信号の滅灯や道路上に何らかの障害物があるなど、交通に関する情報が67件。さらに道路の冠水が8件。山崩れ、崖崩れが7件。道路の冠水については、車を取り残されている、ライトが点いている、ハザードランプが点いている場合は、現場で警察官が拳銃等を外し、腰高まで入って安否を確認しました。流れがあり確認できないところは、レスキューを出動させてボートで確認していますが、いずれも早期に避難して車だけ放置している状況でした。

続いて、信号機の状況について御説明します。今回の災害で、停電に伴って50か所の信号機が滅灯、消えています。さらに湯布院で、倒木に伴って信号柱が3本倒壊しています。倒壊した信号柱については、既に替わりの信号柱を立て、今は電気が復旧するのを待っている状況です。そのため、県道の一部に通行止めをかけて、信号機がなくても安全に通行できる状態にしています。

さきほど、50か所滅灯したと申しましたが、

これが現在までに既に43か所復旧しています。残り7か所は主な幹線道路ではありませんが、警察官を配置して復旧を待っています。いずれも停電なので、電気が通れば信号機は元に戻る状況です。

参考までに、今回、停電により滅灯した信号機のうち、8か所は災害のために順次計画的に導入している自起動式の発動発電機を備えた信号機で、資料を見ると、早いもので滅灯から1秒後、長いものでも67秒後ぐらいに自動的に発電機が作動して信号機が復旧しています。

さらに5か所は可般式といって、警察が発電機を持って行くことによって接続できる信号機で、警察が発電機を持って行き信号機を復旧させています。この発電機によって動いている信号機がまだ3か所あり、通電を待っている状況です。

自起動式が作動した主なところは、国道10号の掘交差点、秋葉通り交差点、かんたん交差点です。非常に交通量が多いところですが、ほぼ1分以内に信号機が自動的に復旧している状況です。

最後に、県警のヘリの出動状況ですが、強風のため飛ばなかったんですけども、19日の午後2時頃、風速が4メートルほどになったので、短時間でありませうけども、ヘリも出動し、湯布院の被災状況を撮影に行きました。映像は、県警本部、県の防災センター、警察庁、一部警察庁から官邸に映像を送信しています。なお、災害とは関係ないんですけども、ちょうど撮影している最中、午後2時過ぎに滝尾橋から女性が川に飛び込んだということで、急遽ヘリコプターを滝尾橋に向かわせ、上空から女性を発見。水量も多くてうねりがある時だったんですけども、近くに水上バイクがたまたま運行しており、そちらの方に声をかけて、救助を手伝ってもらおうと。さらに消防のレスキューを呼んで、ゴムボートで女性を無事に救助しています。自殺企図者でしたけども、今のところ生命が助かった状況です。

**佐藤警務部長** 第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、御説明しま

す。本議案の所管は県人事課ですが、警察職員にも関係するものであり、合い議案件となっています。議案書は20ページですが、文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

まず、1の制定理由についてです。職員の定年の引上げを踏まえた高齢者の職員の多様な働き方のニーズに応えるため、公務の運営に支障がないと認めるときに、勤務時間の一部について休業することを可能とする高齢者部分休業制度に関する条例を今回新たに制定するものです。

次に、2の制度概要を御覧ください。まず、対象職員は、55歳以上の職員です。休業期間については、期間の始まりは55歳に達した日の翌年度4月1日以降からとし、期間の終わりは定年退職日までです。休業時間は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内となります。給与等については、勤務しない1時間につき1時間当たりの額を減額します。休業時間の延長については、公務の運営に支障がない場合は可能となります。また、既に承認している休業の取消と短縮については、公務の運営に支障があるときに、職員の同意を得た上で可能としています。退職手当については、勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算します。

次に、参考として高齢者部分休業制度の概要を記載しています。具体的な職員のニーズとしては、家族の介護や職員自身の体力の低下などを想定しています。そうした事情がある場合においても、職員自身が退職という判断に至ることなく、勤務時間の一部を休業することで、定年まで働き続けることができる制度であると考えています。

最後に、3の施行期日については、定年引上げ関係条例の施行日と同様に、令和5年4月1日としています。

次に、第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、御説明します。

本議案も所管は県人事課ですが、警察職員にも関係するものであり、合い議案件となっています。議案書は22ページですが、文教警察委員会説明資料の3ページを御覧ください。

まず、1の改正理由についてです。既に令和3年6月に成立、公布され、令和5年4月1日が施行期日とされている、定年引上げに係る改正国家公務員法及び改正地方公務員法の内容を踏まえ、定年制度の見直し等に関し、必要な事項を定めるとともに、関係条例について所要の整備を行うものです。なお今回、職員の定年等に関する条例の一部改正をベースに、関連して改正、廃止等が必要となる条例が全24本あり、これらを1本にまとめた改正条例となります。国の改正法の概要を点線の四角囲みで記載していますが、基本的には、国から示された考え方や各種通知、他の都道府県の検討状況等を参考にしながら、それらとの権衡を考慮して、本県としての制度構築を行っています。

2の改正内容、(1)定年引上げ制度の概要を御覧ください。まず、定年の引上げについて、現行の定年年齢60歳を65歳に改めるものです。令和5年度から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度には、定年年齢が65歳となります。また、医師と保健所等で医療業務に従事する歯科医師については、特例定年として、現行の定年年齢65歳を70歳とするものです。警察については、特例定年に該当する職はありません。

次に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入です。これは、原則、課長級以上の職は管理監督職となり、60歳以降、非管理監督職である課長補佐級の職へ役降りとするものです。

また、役降りの特例措置として、60歳以降も管理監督職として勤務することを認める特例任用について、その運用が可能となる条件を条例で規定します。この管理監督職勤務上限年齢制の管理監督職について、警察では、公安職、つまり警察官の場合、警視又は警部の職を管理監督職として定め、60歳以降は警部補に役降りすることとしています。また、特定地方警務官である警視正の警察官についても、60歳以降は国家公務員であった身分から大分県警察官に任命され、警部補に役降りすることとなります。行政職の職員については、知事部局と同様、

課長級以上の職員が課長補佐級に役降りすることとなります。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入です。職員は、定年の引上げにより、60歳以降も継続任用することが可能ですが、多様な働き方の一つとして、60歳以降の定年前に一旦退職し、短時間勤務の職での再任用を可能とするものです。

次に、暫定再任用制度の運用です。現行においては、60歳で退職した後、年金の支給が開始される65歳までの間、再任用を可能としています。今回、定年の引上げに伴い現行の再任用制度は廃止となりますが、定年の段階的引上げ期間においては、65歳までの間について、暫定的に現行の再任用と同様の取扱いを継続するものです。

次に、情報提供・意思確認制度の新設です。今後、60歳以降に適用される制度が大きく変わるため、職員が59歳になる年度に、60歳以後の任用や給与に関する措置の内容等の情報を提供することとし、60歳以降の勤務の意思確認を行うものです。次に、給与に関する措置です。定年の引上げにより、60歳以降の給料は、国の取扱いと同様に、60歳時点の給料月額7割となります。また、退職手当については、60歳以降に給料月額が7割となった場合においても、7割措置前の給料月額を基に算定する等、いわゆるピーク時特例の対象とすることで、60歳定年で退職した場合と比較して不利益になることがないように取り扱うものです。なお、給与に関する措置及び退職手当のピーク時特例については、特定地方警務官である警視正の警察官にも適用されます。

次のページを御覧ください。(2)定年の段階的引上げのイメージ図です。こちらで、さきほど説明した定年の段階的引上げの仕組みについて、具体的に説明します。まず表の見方ですが、一番上の横軸に年度があり、その下に各年度の定年年齢があります。次に、一番左の縦軸には、該当職員を年齢別に上から順に並べています。この縦軸の年齢で、定年引上げの第1期生となるのは、上から4段目の昭和38年度生

まれ、今年度59歳の職員で、定年は令和6年度末、定年年齢は61歳になります。今年度59歳の職員については、令和6年度の部分が上下二段書きとなっているように、61歳になる年度は、継続任用のほか、60歳で一旦退職して、定年前再任用短時間勤務を希望することも可能です。また、令和7年度つまり62歳になる年度から65歳になる令和10年度まで、希望すれば暫定再任用職員として勤務することが可能です。以下同様に、階段形式で定年が延びていき、昭和42年度生まれ、今年度55歳の職員以降は、定年年齢が65歳となります。

次に、3の施行期日については、国の改正法の施行期日と同様に、令和5年4月1日としています。なお、情報提供、意思確認については今年度中に該当する職員に対して実施する必要があるため、そうした一部の規定等については、公布日又は本年10月1日施行としています。

最後に、次のページが今回、改正及び廃止となる条例24本の一覧であり、改正条例ごとに主な改正内容を整理しています。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**衛藤副委員長** 台風関連で信号機の話がさきほど出て、柱が3本倒壊したという話でしたが、臨海産業道路を通ったら、信号機が斜めになっていたのを見ましたが、これは基本的には維持管理経費で対応するという理解でよろしいでしょうか。心配なのは、新規の予算を圧迫しないかとか、維持管理経費もシーリングがあるので、そういう部分の予算の取扱いがどうなるか、教えていただければと思います。

**小野会計課長** 今、仮復旧しており、基本的には緊急補修で対応しています。この後、本復旧をするわけですが、その辺は見積りをいただいて検討しています。

新規の予算については、まず、既存の予算の中で対応できるか検討して、必要に応じて、また予算要求をしていくこととなります。

**衛藤副委員長** やはり信号関係は、新設、維持も含め、地域からの御要望が我々に対しても非

常に多くて、心配しているのは、復旧が新設の予算を圧迫しないかです。そこはきちんと確保していただければというのと、維持管理経費、B経費で、多分県警本部も財政課からシーリングを付けられていると思います。ちょっと話が広がりますが、電気代の高騰もこれから多分計算に含めての予算確保になるのを非常に心配していて、予算を圧迫しないで地域の状況に対応していただけるよう、要望しますので、その点、御留意いただければと思います。

**守永委員** 職員の高齢者部分給与に関する条例の制定の関係で、警察本部でこういうことを要望する職員は、見込みとしてどのぐらいいると考えているか、もし分かれば教えてください。

**佐藤警務部長** 具体的な人数は、まだちょっと分からないですが、当然制度として今後認めていただければやっていくものなので、まず、職員への制度周知をしっかりと行い、希望されるものが十分そういうものを活用できる体制を取っておきたいと思っています。

**守永委員** ありがとうございます。実際これまでなかった部分ですし、65歳まで働き続けることを想定して、55歳から家族の介護とかを要する方も増える可能性もあるので、ぜひ十分取れるように体制を整えていただければと思います。

**高橋委員** 職員の定年に関する部分で、自然災害、台風等における警察機関の皆さんの職務は非常に激務ですね。これが今、60歳定年が65歳まで延びたということですね。かなり心身にきつい部分があるのではないかと。当然のことながら、やはり元気がいいと言いますか、若い職員の元気な力も必要になると思いますが、こうやって段階的に定年が延びるにつれ、新採用の圧迫がないのか、そこら辺等については、今後の見込みはどうお考えでしょうか。もしあればですが。

**足達警務課長** 今御指摘いただいた部分については、定年延長の対象職員のモチベーションとあわせて非常に重要な課題で、通常、全員が定年延長した場合は、採用に非常に濃淡を生じるのですが、まず、年間大体20人から30人ほ

ど自己都合で退職しています。また、定年延長に伴い、アンケートを取りましたが、大体半数が60歳で辞め、また次のステップに行きたいと答えているので、見込みではそれほど濃淡はないのかなど。また、59歳の説明会等で意向を十分確認して、採用の平準化が図られるかを慎重に検討して採用計画を立てていきたいと考えています。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終わります。なお採決は、教育委員会の審査の際に一括して行います。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。①から③について、一括して報告を求めます。

**佐藤警務部長** お手元の資料大分県長期総合計画の実施状況について別冊を御覧ください。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。安心・活力・発展プラン2015の実施状況について、別冊で報告します。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものなので、後ほど御覧ください。

それでは、別冊の1ページを御覧ください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見、提言により59施策の総合評価の結果を記載しています。施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が、順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、49施策で全体の83.1%となっています。また、やや遅れているC評価は10施策で16.9%となっています。

次に、2ページを御覧ください。目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された99の目標指標の達

成状況を記載したものです。表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。99指標のうち、3年度達成率が100%以上の達成及び90%以上の概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、71指標で全体の71.7%となっています。一方、90%未満の達成不十分及び80%未満の著しく不十分であったものは28指標となっています。概ね達成以上についてみると、前年度に比べ1.3ポイントのプラスと若干改善していますが、令和元年度は85.5%でしたので、2年連続して厳しい状況が続いています。これは、参加者数や利用者数を指標として設定しているものもあり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、達成度が伸び悩んでいることによります。

3ページには、令和3年度に実施した事業の評価結果を記載した主要な施策の成果（事務事業評価）を、参考資料として376ページ以降には、政策、施策ごとの令和3年度の目標値に対する達成度及び最終年度の令和6年度の目標値に対する達成度が一目で分かるようレーダーチャート方式で示しているため、後ほど御覧ください。

お手数ですが、4ページにお戻りください。

総合評価の一覧表を、4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。

この中で、警察本部では所管する二つの施策について目標達成に向けた取組を進めています。それぞれの施策で設定している目標指標の令和3年度における達成状況については、犯罪に強い地域社会の確立がB指標、人に優しい安全で安心な交通社会の実現がA指標となっています。このうち、目標を達成している指標、未達成の指標について、主なものを御説明します。

まず、別冊の82ページ、文教警察委員会説明資料の6ページを御覧ください。

一つ目の施策、犯罪に強い地域社会の確立について御説明します。ページ中ほどのII目標指標欄のi 刑法犯認知件数とii 特殊詐欺被害件数を御覧ください。

i 刑法犯認知件数については、令和3年度の目標値3,090件以下に対して、実績は2,887件で、達成度は106.6%でした。この要因については、Ⅲ指標による評価に記載していますが、特に、街頭防犯カメラの設置促進については、県内全域の自治会等に呼び掛けを行った結果、9市町村18団体から設置支援の要望が寄せられ、56台の街頭防犯カメラが設置されました。このほか、自主防犯パトロール隊が保有する青パト車へのドライブレコーダーの設置支援についても、その設置率が7割を超えるなど、地域とともに犯罪の起こりにくい環境づくりを進めてきた成果であると考えています。

目標指標ii特殊詐欺被害件数については、令和3年の目標値112件以下に対して、実績は150件で、達成度は66.1%でした。これは、被害件数が前年より38件増加したために、目標達成に至らなかったものですが、この要因については、Ⅲ指標による評価に記載していますが、パソコンサポート名目で架空料金を請求するなどの、少額かつ被害者の年齢を問わない詐欺が増加したためです。一方で、コールセンターの電話オペレーターによる、被害に遭う可能性の高い高齢者宅へ約2万8千件の直接架電によるきめ細やかな注意喚起、全市町村と連携した被害防止機能付電話機778台の設置補助、特殊詐欺の各種手口を紹介した大分おかし話と題する4コマ漫画チラシの県内全戸回覧など、高齢者を中心に特殊詐欺に対する意識の高揚を図る広報啓発活動を実施した結果、1人で1千万円を超える高額被害の発生がなく、被害金額は前年よりも約2億1千万円減少し、過去最少となりました。本年度は、被害件数及び被害金額ともに減少させるため、高齢者への注意喚起を引き続き実施するとともに、動画を活用したテレビCMやYouTube等での放映、特殊詐欺被害防止啓発ソング「ひとりじゃないよ」による注意喚起など、あらゆる世代に向けた広報啓発に重点的に取り組んでいます。

続いて別冊の88ページ、文教警察委員会説明資料の7ページを御覧ください。

二つ目の施策、人に優しい安全で安心な交通社会の実現について、御説明します。ページ中ほどのII目標指標欄のi交通事故死者数とii交通事故負傷者数を御覧ください。i交通事故死者数については、令和3年の目標値38人以下に対して、実績は36人で、達成度は105.3%でした。

また、目標指標ii交通事故負傷者数については、令和3年の目標値4,400人以下に対して、実績は2,832人となり、達成度は135.6%でした。これらの要因については、Ⅲ指標による評価に記載のとおり、交通事故分析に基づく交通指導取締りを推進するとともに、感染予防対策を徹底しながら、死亡事故割合の高い高齢者等に対し、体験型の交通安全講習を実施したこと。さらに、交通ボランティア等と連携した街頭での啓発活動や、広報、教育の機会を通じて、県民の交通安全意識の高揚に努めた成果であると考えています。

最後に、別冊の84ページから87ページ、及び90ページから93ページについては、それぞれの施策を構成する事業の事務事業評価を記載したものですので、参考としてください。**荒波組織犯罪対策課長** 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。お手元の文教警察委員会説明資料の8ページ及び9ページを御覧ください。

警察本部が所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。県の出資比率が25%以上の指定団体は、公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター及び公益財団法人大分県交通安全協会の2団体です。出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、公益財団法人大分県防犯協会の1団体です。

まず、組織犯罪対策課が所管する公益財団法人大分県暴力追放運動推進センターの経営状況等について御報告します。経営状況の説明の前に、当団体の概要について簡単に説明します。

当団体は、暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月に財団法人として設立され、平成4年5月に暴

力団対策法に基づき、県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受け、暴力団根絶の啓発を行ったり、相談を受け付けたりするなど、暴力団排除活動における県の中核として活動しています。また、平成25年2月には、暴力団対策法に基づき、国家公安委員会から、暴力団事務所周辺の住民の委託を受け、暴力団事務所の使用差止の代理訴訟ができる適格都道府県センターとしての認定を受けています。

それでは、当団体の経営状況について御報告します。お手元の文教警察委員会説明資料8ページの左側を御覧ください。

項目2のとおり、当団体の基本財産は、県出資の4億6,500万円を含めた6億891万1千円であり、基本財産の運用収入及び賛助金等を主たる財源として活動を展開しています。項目3の事業内容ですが、暴力根絶のための広報及び啓発活動や暴力団員による不当な行為に関する相談活動などです。項目4の3年度決算状況ですが、下線部分の当期正味財産増減額は82万7千円減少し、正味財産期末残高は6億2,721万8千円となっています。当期正味財産増減額が減少となっている理由については、収支相償累計金額の剰余分を解消するために、組織の名称を暴力追放大分県民会議から大分県暴力追放運動推進センターに変更したことについて、広く県民への周知を図る広報費用が拡大したためです。残りの収支相償累計金額の剰余分は、昨年コロナの影響で開催できなかった暴力追放・銃器根絶大分県民大会を本年10月に開催予定であり、同大会の開催等をもって本年度中には解消する予定です。資産関係については、貸借対照表に記載のとおり、資産総額は6億3,342万円、負債総額は620万2千円で、正味財産（純資産）は6億2,721万8千円となります。負債の主なもの、職員の退職金の積立てであり、借入金もなく経営状況は安定しています。項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況については、当団体の経営状況はここ数年安定しているものの、近年の経済動向の影響により、賛助会員の獲得が困難化の傾向にあります。公益事業を効果的に

推進するためには、賛助金の拡大等、県民の理解と協力を得る必要があります。そのため、県警察として、責任者講習や不当要求調査活動などといった当団体のあらゆる活動を通じて、広く県民に広報するなどして活動状況に理解を求め、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導監督するとともに、より緊密に連携を図りながら暴力団排除活動を推進しています。

**井上交通企画課次席** 続いて、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の8ページの右側を御覧ください。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、運転免許更新時講習事務や保管場所入力業務等、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導監督する必要がある団体となっています。項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発や交通安全教育、交通秩序維持のための優良運転者の育成や運転者教育等の交通事故防止活動を実施しています。項目4の3年度の決算状況については、昨年に引き続き黒字となり、当期正味財産増減額は714万円の増加となっています。大分県自動車学校の入校生が減少したことや、免許更新者数が減少したことに伴い、事業収益が減少したものの事業費支出の抑制を図ったことで、最終的に黒字となりました。項目5の問題点及び懸案事項としては、今後、運転免許更新者数の減少が見込まれることから、これに伴う会費収入や講習収益の減収が懸念されます。こうした課題については、項目6の対策及び処理状況に記載のとおり、今後も健全な財政運営を維持することができるよう業務の効率化などについて、必要な指導、助言を行うほか、県警においても交通安全協会の活動について、交通講話などの様々な機会を通じて広く周知を図りたいと考えています。

**仲井生活安全企画課長** 最後に、生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について御報告します。文教警察委員会説明資料の9ページを御覧ください。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。項目2のとおり、当団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。人的支援の状況ですが、当団体への県職員の業務援助はありません。項目3の事業内容ですが、当団体は、防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しています。次に、項目4の3年度決算状況ですが、当期正味財産増減額は99万8千円減少し、正味財産期末残高は3,457万6千円となっています。これは、前年に比べ、自転車防犯登録手数料による収入が減少したことを主たる要因として、赤字収支となったものです。最後に項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてです。ここ数年、賛助会員数が減少傾向にあり、それに伴って賛助会費収入が減少傾向にあるという課題があります。防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大を図り、県民の理解と協力を得ていくことが不可欠です。そのための対策として、当団体ではホームページや広報誌等を活用するほか、あらゆる機会を通じて当団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求め、各種行事を通じての呼び掛けや当団体役員による企業の訪問等により、各種団体への協力依頼等を行っており、昨年度は、賛助会費の支払口数が増加したことにより、受取会費が微増しています。警察本部としても、自主防犯活動の中核である当団体に対して、事業の効果を勘案しながら事業規模の見直しを検討して経費を抑えるなど、効果的な事業活動と安定した運営について必要な助言を行っていきます。

**幸野警備部長** ヘリコプターテレビ伝送システムの更新について御報告します。文教警察委員会説明資料の10ページを御覧ください。

本件は、7千万円以上の動産の買入れに係る契約を含み、大分県県有財産条例第2条に基づき、次回定例会において、議案を提出する予定ですので、今後の予定等について御説明します。

1を御覧ください。ヘリコプターテレビ伝送システムは、県警ヘリコプターぶんどに搭載す

るカメラで撮影した映像を県庁舎などに送信し、リアルタイムに視聴できるシステムです。2更新理由等については、現行のシステム導入から10年を迎え、老朽化するとともに部品供給が終了するため、ヘリコプターに搭載するカメラ等の機上設備とアンテナ等の地上設備を令和4年度及び令和5年度の2か年計画で整備するものです。3今後の予定等についてです。資料の3を御覧ください。議案を提出する予定の契約については、機上設備の更新契約であり、7千万円以上の動産の買入れにあたるものです。現在は入札のための公告中であり、入札後、仮契約を行い、本契約の締結は、令和4年第4回定例会に動産買入れの契約議案として上程したいと考えているのでよろしくお願ひします。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

**衛藤副委員長** 外郭団体のところで、暴力団追放運動推進センターと、交通安全協会、資産欄を見ると、結構資産が大きいですが、中身を少し教えていただけませんか。特に交通安全協会を見ると、流動資産で約7億円、固定資産で約8億円、計約16億円も持っていますが、こんなに資産を持つ必要があるかが、この事業内容に対してよく分からない。暴力団追放運動センターも6億円固定資産を持っている。この中身を少し教えていただけませんか。

**荒波組織犯罪対策課長** 資産については、基本財産運用益と賛助会費等ですね。基本財産運用益については、投資有価証券と定期預金によるものです。そして、賛助会費については、賛助会費を受けていますが、現在、企業、団体会員が263、個人会員が10ということで、企業については1口1万円、個人については1口5千円という形になっています。事業収益については、責任者講習と不当要求情報調査によるものであり、これについても……（「固定資産の内容」と言う者あり）

**阿部委員長** 後で資料の提出をよろしいですか。

**荒波組織犯罪対策課長** はい。

**衛藤副委員長** 趣旨としては、公益法人なので、

資産を持ち過ぎても逆によくないと思うし、会の拡大みたいな話もさきほどあったと思いますが、ちゃんと資産を持っているんだったら、会の拡大にそこまでガリガリ無理して民間からお金を集める必要もないと思うので、そこのバランスがきちんと取れているかを知りたいという質問です。後で個別に教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**麻生委員** さきほど今回の台風で信号機のやり替えとかの話が出ていましたが、問題はその財源をどうするかが今後課題になってこようかと思えます。国土交通省の道路局長が、例えば、防護柵とか交通安全施設に関わる部分についても、国土強靱化緊急5か年財源を大いに利用してくれと。一般土木で、発注しても不調、不落でなかなか予算が使い切れていないことがあるだろうと思えますが、さきほどの信号機の報告含め、交差点内の防護柵とかも国土強靱化の財源が使えるのではないかなと思うんですね。国土強靱化は緊急5か年なので、あと数年しかないから、使えるものは今のうちに早く使って改修したり、防護柵等も基準も変わっているはずですよ。かなり厳しくなっていると。老朽化している防護柵は一気に変える必要があるとも言われているので、ぜひその辺は研究し、本省あるいは財務省と協議しながら取り組んでほしいと思います。要望です。

それからもう1点、これは捜査中でしょうか、ツーリズムおおいの件、いまだに犯人は挙がっていないわけですよ。注視しています。任期が変わってから挙げるようなことではいかなから、ここ1、2か月で挙げられるのではないかなと期待しておきます。

**守永委員** その他になりますが、要人警護の関係で、参議院選の最中の安倍元総理襲撃事件以来、大分県警としても見直したところがあるのではないかと思います。その辺、どんなとこ

ろが見直されたか、教えてください。

**幸野警備部長** 警護関係については、安倍元総理が銃撃されて亡くなるという非常にショッキングな事件があり、警察庁でもこれまでの警護要則、これを新たに制定し直す形で、警護要則を定めています。

我々としては、この警護要則に定められた措置を確実に実行していくことだろうと思えます。具体的に申しますと、既に新聞等が出ていますが、計画段階から人員の重層的配置、現場責任者はどうするかなど警察庁に報告を上げる、また、現段階ではどんな警護でも警備本部をつかって、しっかり組織としてやっていく。必然的に体制の強化にもなっていくますし、また、警護員一人一人の能力の強化ということで、これまでも訓練をしてきましたが、ここもしっかりと体系的に、順番に能力を上げていくといった計画で、奈良県警で指摘されたことがないように、これから進めていきたいと考えています。

**松田警察本部長** 今、警備部長が答弁したとおりですが、一つだけ付け加えるなら、主催者との緊密な連携と、意思交換も大事だと思っていますので、その辺もしっかりやっていきたいと思っています。

**守永委員** ありがとうございます。大分の場合、まだまだこれから道路の拡幅、また、新規の道路の整備もあって、環境が大きく変わってくる部分もあるので、その環境の変化に応じて、きちんと状況を把握できるよう、ふだんからも準備をお願いしたいと思います。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ないようでしたら、私から2点。交通です。

国道10号の亀川のバイパスから東別府までの間、これは時間でバス専用道路になりますが、私は議員になってから、この道路を朝夕通る機会が多いです。そこで、これだけの交通量があるのに専用道路が果たして必要なのかなという思いがしています。

何本の公共バスが通って、どれだけの乗客が乗っているかと、一般の車両がどれだけ渋滞で

時間がかかっているかを比較したとき、専用道路ではなく優先道路にしてはどうかと思います。バスが来れば一般車は譲る優先道路に切り替えてはどうかと思います。これが1点。

これは幸野警備部長が別府署長のときに電話しようと思いましたが、大分から帰るとき、ケンタッキーフライドチキンのところの信号、そのもう一つ先の亀川バイパスに入るときの信号、右折車が多いです。ここは右折禁止ですよ。それによって渋滞がかなり引き起こされる。これは何とかならないかといつも思います。あそこを通る人は気が付いている人もいるかもしれませんが、ケンタッキーのところの信号を右折して戻るとか、前のホテルに入るとか、その先の亀川バイパスのところの信号の靴屋に入るとかで、夕方渋滞が物すごく発生するんですね。ですから、右折レーンをもう一つ造るか、取締りをしっかりしていただくかしないと。やはりその人たちのお陰で起きなくていい渋滞が起きる。この2点です。

**渡辺交通部長** まず、バス専用レーンの関係でお答えします。

バス専用レーンは今、12区間24キロメートル、優先が6区間2キロメートル設定しています。廃止の声も若干聞きますが、これはバスの定時制を確保する意味では、この優先レーン、専用レーンはやはり有効な方策であると我々は考えていますが、これが廃止になると、バス利用者がマイカーに転換すると。マイカーに転換すれば総量も増える悪循環になることも予想されるので、バス事業者をはじめ関係機関、利用者、県民の皆さんの声を聞いて慎重に判断しています。

委員長がおっしゃったように、その人数的なものとか実態調査は、我々もそこまで踏み込んでいないですが、そういう立場で今、慎重に判断しているところです。

あと、別府の現場については、私がそこを把握していませんので、それは調査の上、回答したいと思います。よろしいでしょうか。

**阿部委員長** いいです。専用レーンについて、今言われたことは分かります。定時制の確保と

いうのは分かりますが、これは都市圏辺りであれば非常に効果がありますね。公共輸送の輸送者が多いわけで、バスの頻度も非常に多いわけですから。東別府から亀川バイパスの間の調査を一度していただく必要があるのではないかと思います。そこら辺を検討していただければと思います。（「分かりました」、「関連して」と言う者あり）

**衛藤副委員長** 本当に私の地元の国道197号もバス専用になっていて、やはり通勤時、非常に苦労しています。別に専用レーンを廃止しろというわけではなく、優先に変えるとか、いろいろある。本部長とかも東京にいらっしゃったと思いますが、国道246号でさえ優先なんですよね。なぜ国道197号を専用にする必要があるんだというのが実際に強く感じる場所です。やはりその辺も含め、ほかの交通量が多いところが優先にしていますから、絶対成り立つはずなので、御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

**阿部委員長** よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別にないので、これをもって警察本部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので5分休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時40分 再開

**阿部委員長** 委員会を再開します。

大変大きな台風が来たわけですが、学校関係で被害はなかったでしょうか。あちこちで倒木が見られ道路を塞いだりしているようですが、幸いにも深刻な被害はなかったようです。

それではこれより、教育委員会関係の審査を行います。

まず、総務企画委員会より合い議のありました、議案2件について審査を行います。

第73号議案職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてのう

ち、教育委員会関係部分について一括して執行部の説明を求めます。

**岡本教育長** 教育長の岡本です。初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき、改めて厚く御礼申し上げます。

まず、台風第14号により被害に遭われた方々に対して心よりお見舞い申し上げます。県内の学校関係の被害については、幸い、大きな被害は報告されていません。物的被害は学校施設をはじめ、雨漏りや倒木を中心に複数確認されていますが、人的被害は現在のところ報告されていません。教育活動への影響に関しては、この台風の影響で本日11校が臨時休業又は始業繰下げを行っています。またJRの運行状況により、高校生の通学に影響が出ていますが、復旧状況を注視しながら、必要な対応を行います。今後も、文化財含め被害の状況をよく確認しながら復旧に向けて適切に対処していきます。

今回、提案している第83号議案損害賠償請求に関する和解をすることについてですが、今もって、生徒の意識が戻らない状態であることは非常に残念であり、遺憾の意を表します。このたび、大分地方裁判所から和解勧告があり、原告側も応じる意向を示していることから、上程するものであり、御審議をよろしく申し上げます。

その他、本日は合い議案件2件、付託案件2件、諸般の報告6件について説明、報告します。関係事項は、それぞれ担当課長から御説明します。

**大和教育人事課長** 第73号議案及び第74号議案について、さきほど県警本部から説明があったかと思えます。教育庁、県立学校でも同様の制度となりますが、特に教育庁、県立学校に関係する部分として、第74号議案職員の定年等に関する条例等の一部改正等について補足説明します。

資料の3ページを御覧ください。

制度の主な内容については資料のとおりですが、この改正内容の表のうち、主な項目の2段

目にある管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に関して、役降りの特例措置として、60歳以降も管理監督職として勤務することを認める特例任用について、その運用が可能となる条件を条例で規定しています。学校現場では校長、副校長、教頭の職が管理監督職にあたり、校長職については特例任用の対象とするよう別途規則で定めることとしています。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありますか。

**高橋委員** 今あった職員の定年制、定年等について、実は現場の先生にこの件について、少し話を伺ったことがあります。給与面が7割と。学校規模等にもよると思いますが、学級担任をする場合には、その職務、業務内容は、恐らく60歳前と変わらないと思いますが、仕事量、業務量は変わらず、賃金が7割にカットされる、これではやる気が起こらないということですね。

今、教育現場のみではないですが、特に教育現場は深刻で、若い職員が非常に少ない。空いた穴を60歳定年後の元教職員にお願いして、何とか埋めてやりくりしている状況ですが、このままでいくと、本当に教育現場でベテラン組が、よっしゃ、あと1年、2年頑張ってるかという気になるかどうか、非常に私も不安になります。そこら辺、教育委員会としてはどのように考えますか。

**大和教育人事課長** まず、給与の面ですが、今回、定年引上げ後の給与については7割措置ということで、人事院において民間企業を対象とした調査を基に設定しており、各県準拠という形で、これに従わざるを得ないと考えています。

一方で業務については、学校運営上、基本的には60歳までと同様の業務を行っていただく必要がありますが、これまでの再任用制度においても、再任用校長とか指導主事、また、近年増加している若手職員を指導してもらって拠点校指導教員など60歳以降もやりがいを感じながら仕事をしていただくポストも準備しています。60歳前と同じように授業を行っていただくことも当然必要になってきますが、その場合にお

いても、経験、知識をいかした校務分掌を持っていただくとか、そういう工夫をしながら、60歳以降もやりがいを持って業務を続けてもらえるよう、学校側と連携して取り組んでいきたいと考えています。

**高橋委員** ありがとうございます。分かりました。賃金の部分は、大分県だけ満額出すという話にはならない。それは理解できます。ただ、やはり現場の状況として、必ずしも7割ぐらいで大方収まるような業務がいつもあるわけではないし、大きな学校ならともかく、小さい学校になると、やはりどうしても担任を受け持たざるを得ない状況が、今後どんどん増えてくる可能性があると思います。

これは大きい学校ですが、特に小学校は35人学級となっています。小さい学校では余り関係はないところもありますが、大規模校に先生が取られて、周りの小規模校に穴が空いて、そこにどうしても定年延長した再任用の方が入らないといけない。でも、給与は7割だから、7割方しか仕事をしませんとはいかないわけですね。そこら辺を今後どうしていくか、現場ともお互い知恵を出して、せっかく来られた方のモチベーションが下がらないように、何らかの工夫を今後考えていただければと思います。

**馬場委員** 私も議案説明のときに伺いましたが、7割というのは人事院の民間ベースでということ、民間の場合は多分定年退職前よりはかなり仕事量としては減るのかなと思いますが、7割の給与で、同じように担任をしていく状況になるのかなと思います。人がなかなか足りない状況ですから、再任用の方をどんどん採用していかないと、なかなか難しいのかなと思います。大分県だけでは決められない部分はあると思いますが、この7割という根拠は民間がそうだからということでもいいですかね。その辺をもう少し分かったらお尋ねします。

それから、管理職のところ、役職定年で校長又は指導主事が再任用というのはありますが、教頭、副校長はないですか。

**大和教育人事課長** 給与については、これまでも正規職員と同様に、民間給与の状況、人事院

を確認して、また、県でも人事委員会が確認し、その結果、給与を決める制度になっているので、7割措置についても民間の状況を踏まえて決定していると、行政職、教育庁共通です。

そして、特例任用についてですが、考えているのは校長のみで、副校長、教頭については、現時点では考えていません。特例任用校長については、マネジメント能力を持った優秀な校長が引き続き校長を務めることで安定した学校に資することを期待でき、現在も再任用校長を運用していることから、特例任用校長を運用したいと考えたものです。

**阿部委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査した警察本部関係部分とあわせて採決します。

まず、第73号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第74号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**寺川教育財務課長** 議案書の1ページ、第70号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第

2号)の教育委員会所管分については、繰越しの早期設定をお願いするものです。

議案書の12ページをお開きください。中ほどの高等学校施設整備事業費1億1,100万円は、県立学校校舎の大規模改修工事について、資材不足の影響を踏まえ、工期を長期に設定するものです。その下、支援学校施設整備事業費10億1,300万円は、大分地区新設知的障がい特別支援学校の建設工事について、分割発注や資材不足の影響を踏まえ、適正工期を確保するものですが、令和6年4月開校の全体工期に影響はありません。その下、スクールバス整備事業費4,500万円は、メーカーが受注を停止している状況であり、十分な納期を確保するものです。以上、合計で11億6,900万円となっています。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて執行部の説明を求めます。

**大和教育人事課長** 第83号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて御説明します。委員会資料の6ページを御覧ください。本議案は、県立高等学校における生徒の自殺未遂に係る損害賠償請求訴訟の和解に関するものです。

1の事案の概要ですが、平成31年1月17日に大分県立高等学校の生徒が自宅で自殺を図り、後遺障害を負った事について、同生徒及び母親から、同校教諭であった者との性的関係が原因であるなどとして、令和2年1月14日に大分県を被告として大分地方裁判所に1億3、

118万7,494円の損害賠償請求訴訟が提起されました。これまで審理が重ねられてきましたが、今年8月に大分地方裁判所から解決金の支払等を内容とする和解勧告がなされました。その内容は、3の和解勧告の主な内容に記載のとおりであり、①当該教諭の行為と原告生徒に招かれた重大な結果との法律上の因果関係の存在については、直ちに首肯しがたい。②教諭と生徒とが性的な関係を持つことは、それ自体、理由のいかんを問わず、不適切極まりなく、許されざるもの。原告らをはじめとする大分県民の教育に対する信頼を著しく失墜させるもの。③被告は原告らに対し、解決金として500万円を支払うこと、などです。なお、原告らは、裁判所が提示した本和解条項に同意する意向を示しています。4今後の対応についてにあるとおり、早期解決を図る観点から和解を行いたいと考えています。また、改めて再発防止を徹底していきます。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

**守永委員** すみません、議案説明のときに聞けばよかったと思いますが、県と原告との間の事項ですが、今、生徒の治療費とかはどこが出しているのか、状況が分かったら教えてください。

**大和教育人事課長** 現在、生徒については入院中ですが、その医療費については、原告の保護者が負担しているものと思っています。

**守永委員** 解決金500万円ということですが、治療費が大変ではないかと思いますが、この状況で相手側はよいということですか。

**大和教育人事課長** この和解勧告をいただく段階で、裁判所から原告側も同意の方向で検討していると聞いています。

**衛藤副委員長** 事件自体は平成31年に起こったことで、この再発防止策を講じることと和解勧告の中にあります。これも既に講じられていないとおかしいと思いますが、具体的にどういう再発防止策を講じられてきているのかと、今後の対応について改めて徹底していくと書いていますが、徹底するというのは具体的にアクシ

ョンとしてどういう意味を持つのか、どういう内容を示しているのか、教えていただけませんか。

**大和教育人事課長** 本事案発生以降、教員と生徒との間で禁止する事項を明確化しました。例えば、携帯電話、SNSを利用した連絡については原則禁止としています。また、教員が生徒を自家用車に同乗させることを禁止しています。また、生徒の相談においては、できる限り複数の教員で対応すること、また、生徒の性別など特性に応じて対応するとサービス研修テキストにも書いています。また、生徒に配っている授業用のタブレットの中に、スクールセクハラ相談窓口のアイコン等を設置しています。こういう内容については、これまで学校職員に通知してきたところですが、今後改めてこういう内容を、職員だけではなく、児童生徒、あと保護者にも周知して、抑止力を働かせたいと考えています。

**馬場委員** さきほど守永委員からも出ましたが、治療費は本当に原告の方が出されていますか。かなり治療費がかかるとおもう。1億3千万円の損害請求に対して500万円となっていますが、それは相手方、原告の方もそういうことでいいという和解になっているのかどうか一つ。当該教諭は、もうそこで訴えることはないでしょうか。

**大和教育人事課長** まず、医療費の負担ですが、保護者が一時的には負担していると思われませんが、それ以外のものについては、内容は把握できていません。原告側が500万円という解決金に納得しているのかという点については、あくまでも裁判所から聞いている内容ですので、どういう理由で原告側が納得いただいているのかについては把握できていません。

**高橋委員** こんなこと聞いていいのかわからないのですが、ちょっとわからないので教えてください。大分県が被告になっているのはなぜですか。

**大和教育人事課長** 当時、当該教諭については大分県の教員であったことから、大分県を対象として訴えられたものです。

**高橋委員** 本来は、今回とんでもない当該教員

が訴えられるべき相手ではないかと思いましたが。というのが、解決金500万円というのは結局、県民の税金ですよ。とんでもないことをした教員のために県民の税金が500万円使われると。もちろん、相手の生徒は本当に大変なこと、かわいそうだなと思いますが、そういう声もちらちら聞くんですよ。今回はそういうことでいいですが、よく納得できないような、よく分からないところがありますが。

**阿部委員長** 何か求めますか。

**高橋委員** いや、いいです。

**守永委員** さきほどから繰り返し聞くようになりますが、裁判所から500万円の解決金で和解できると申出があったから、それに応じるかどうかの判断をしたのか。ここで言えない話なのかもしれませんが、やはりこの生徒の将来的な状況、今の治療の状況、無事に治療が続けられるのかを判断情報として持つておくべきではないかなと思います。情報を持っていて、こういう場で話ができないのであれば、説明していただければ納得はしますが、ちゃんと状況なりは把握されているかどうか。

**大和教育人事課長** 現在、意識が戻らない重い病状であることについては把握していますが、その治療の経済的な状況など、そういう点については把握できていません。今現在、休学中ですが、まだ学校に在籍していますので、今後、学校とも連携しながら、必要な情報については把握に努めたいと考えています。

**麻生委員** 当事者が意識不明の状況のまま、地方裁判所も、教育委員会も命の尊厳を問われるわけで、この議案、我々も慎重に考えていく必要があると考えています。そういう中で、当該教諭が懲戒免職になったと。まず、懲戒免職の理由を明確に述べてください。刑事罰なり、懲戒免職の何らかの理由、ちゃんと公文書に記載されている理由をまず説明願います。

**大和教育人事課長** 当該職員については、令和元年7月23日付けで懲戒免職となっており、この理由については、生徒との間のスクールセクハラです。そして、刑事処分ですが、県として当該教諭に事実確認を行い、こういう行為が

あったことを把握し、警察に情報提供し、警察で捜査した上で、令和元年2月1月15日に罰金30万円の略式命令を受けています。

**麻生委員** 学校も教職員が性的暴行を行った場合には、法改正によって教育委員会が刑事告発をするという新たなルールができてはいるはずですが。それに基づいて、時期がどこまで遡れるかは分かりませんが、これはもう重大案件ですから、教育委員会として罰金30万円が妥当なのかどうか、そこをどう認識しているのか。刑事告発をして、こういった事案の場合は5年以下300万円の罰金とか、10年以下300万円とか、10年以下500万円とか、いろんな内容によって罰則があるわけで、どの法によって処理するかといったことも含め、教育委員会として刑事告発をする意思はないのかどうか、あるいはそれが法的にできるのかどうか、どこまで確認しているか、報告を求めます。

**大和教育人事課長** 本事案については、さきほど申したとおり、教育委員会として事実を確認した後、警察に情報提供し、警察で捜査を行い、最終的に刑事処分が出ています。それで、委員が言われたのは、昨年度制定された教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づいて告発すべきではないかという御意見だと思いますが、この法律の成立は昨年度で、施行については今年度ですので、今回改めてこの事案について告発は考えていません。

また、一旦刑については既に確定しているので、法的に同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任は問われないという規定もあるので、今回改めて告発は考えてはいませんが、今年度、法が施行されたことで、今後発覚した事案で犯罪があると思慮されるときは、告発を行うという厳しい姿勢で対応していきたいと考えています。

**麻生委員** 罰金ですら上限設定が300万円とか500万円なわけですよ。意識がない状況の当事者がいるわけです。そう考えると、これは教育委員会も、地方裁判所も、命の尊厳をどれだけ軽く考えているのかと、これはもっと重いのではないかと思っています。だから、そう

いう意味では、果たして、相当お金に困っている保護者が和解勧告に応じるのか、これは新たな動きが出てくるのではないかなという気もしています。これはもう当事者間の話ですから、我々が外からうんぬんかんぬん言うことはできませんが、教育委員会の姿勢として、刑事告発も含め、最初の刑事罰が妥当であるという認識は、ちょっとこれはおかしいのではないかなと指摘しておきたいと思います。なお、解決金として500万円の財源はどういう財源になるのか、また、当事者、当該教諭に対して求償権というか、後々求めるつもりなのかどうか、そこも明確にしてください。

**大和教育人事課長** 解決金の500万円ですが、県費から支出させていただきたいと考えています。なお、求償については、今後、顧問弁護士と相談し、検討していきたいと考えています。

**麻生委員** これから検討するの。姿勢、方針は明確に持つべきではないですか。

**大和教育人事課長** まだ和解が成立していない段階ですので、具体的な検討は行われていませんが、求償に向けて適切に検討していきたいと考えています。

**麻生委員** これは委員会としても、本人に、当該教諭に対して求償すべき案件であると明確にしておく必要があるかと思うので、意見として申し述べておきます。

**衛藤副委員長** 刑事告発は二重にできないのは理解しましたが、損害賠償請求はその前の段階からできたと思うんですね。県として、当該教諭に対して。それを今までやらなかった理由は何だったのでしょうか。

**大和教育人事課長** 原告側から県でなく、当該教諭に対してということでしょうか。

**衛藤副委員長** 県が当該教員に対して、こういう事案において、県教育に対する信頼を著しく損ねたとか、そういった意味での損害というのは生じていますから、そこに対する損害賠償請求というのは行われないのでしょうか。

**大和教育人事課長** 県が被った損害と言いますか、それに対する損害賠償請求というのは、これまで検討はできていません。

**衛藤副委員長** 理由は。

**渡辺理事兼教育次長** 今回の事案については、国家賠償請求ということで、100万円以上の賠償を県が請求できます。それは求償という形になりますが、今回、県はこの部分について、解決金ということで支払をしました。県から賠償が発生するので、それに向け、さきほども教育人事課長が申しましたが、求償に向けて弁護士と相談した上で対応していきたいと考えています。今のところは国家賠償法上の賠償金が発生していないので、被害者、今回の原告側が当該教諭に対して損害賠償請求はできますが、県からその教諭に対して何らかの損害賠償請求の賠償金は発生しないと、できないということで請求しておりません。

**阿部委員長** では、委員会としては、この和解については賛成するとして、ただ、意見として、委員会としては原告に対し、和解後、賠償金を求償するという意見を添え、この案件については承認でいいですか。麻生委員どうですか。

**麻生委員** それはできるの。もう一回確認。

**渡辺理事兼教育次長** 求償に向けては、弁護士とも相談した上で対応したいと考えています。法律的な部分があるので、その辺のところはまだ、弁護士との相談をしてからということで…

**麻生委員** やってから、本来委員会に上程すべきだな。

**阿部委員長** ただ、取りあえず和解を先にして、その後当該教諭に対して、県としてその分の求償を今後していただければいいわけですね。和解後、弁護士とその相談をするということですよ。

**渡辺理事兼教育次長** 弁護士と求償に向けて相談したいと思ったり、検討を進めたいと思います。ただ、法的な部分があるので、この場で私どもが可能かどうかまでお答えがなかなか難しいのと、今回、和解の議案に議決をいただいて初めて、県がさきほど申したような解決金—賠償金を支払って、その賠償金について求償という次の段階に移っていくので、御理解いただければと思います。

**阿部委員長** いいですか、そういうことで。

**麻生委員** 委員長、そういう方向で構いませんが、申し上げたいのは、県教育委員会として、あるいは大分地方裁判所として、やはりお金で解決できるものではない、命の尊厳という部分について、しっかりと議会としての意思表示を、委員長に一任しますので、委員長報告の中に入れていただければ幸いです。

**阿部委員長** これについては委員長に一任いただいて、求償の方向で意見を添えていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

**衛藤副委員長** あと、検討の結果はきちんと委員会で報告していただくようお願いいたします。

**守永委員** 今、委員長がまとめてくださったんですが、この和解勧告ということ自体、どういう仕組みかをもう一回整理したいのですが、和解勧告そのものは、大分地方裁判所が原告、被告双方に対して勧告しているものと捉えていいんですね。原告の方が応じる用意があるというのは、そもそも情報としてどこから得たか分からないけれども、そういう情報があるというだけの話であって、大分県として、この勧告に従うかどうかは、大分県で判断してくれよということを求められている。裁判所に応じますと答えるときに、議会が求償の条件付きとして認めるよということでもいいのかどうかですが、無条件に認めるということが定まらなければ、裁判所が、両方そろったので和解を認めますと言ったとしても、条件が付いていて、求償しないと出せないとなったら困るのではないかと思います。その辺は手続的にどうなのか、明確にしておいてほしいですが。（「確かにその通りやな」と言う者あり）

**渡辺理事兼教育次長** 和解に向け、そういった条件を付すのは、今後、地方裁判所に返したときに、原告との協議部分で支障があるのではないかと、委員の言うとおりのことで、私どもとしては今、裁判所の和解の勧告を受けていますので、そういった条件なしに和解をさせていただき、その上で、本日常任委員会で御議論いただいて、委員の皆様からそういったことを考えるべきではないかという御指摘は、私どもも重く

受け止め、今後の対応を考えさせていただければと思います。

**阿部委員長** したがって、言い回しとして、条件というより、委員会の意思として求償を求める形でどうでしょうか。それを文章に残しますか。そういう形でやっていきたいと思います。

〔「はい」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

①から③について、一括して報告を求めます。

**寺川教育財務課長** 損害賠償の額の決定について報告します。7ページを御覧ください。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、被害者に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、令和4年8月23日に専決処分しましたので、その報告を行うものです。

まず1の事故の概要ですが、6月7日午前9時55分頃、豊府中学校の会計年度任用職員が刈払機を用いて同校の敷地から歩道に伸びた草を刈っていた際、刈払機に弾き飛ばされた小石が通行車両に当たり、その車両の一部を損傷させたものです。2の相手方及び賠償額等についてですが、相手方は、永井源一郎氏で、損害賠償の金額は13万2,924円です。県としては、除草作業の職務を行うにあたり、過失があり、他人に損害を与えたため、国家賠償法第1条に基づき、相手方に損害賠償を行うものです。

**重親教育改革・企画課長** 大分県長期総合計画

の実施状況について御説明します。別冊を御覧ください。目標達成度の評価方法等については、既に警察本部から説明しているため、省略します。

6ページを御覧ください。表の右から2列目に所管部局がありますが、教育庁は、八つの施策を所管しています。左から2列目の政策欄、1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造においては、その二つ右の指標評価は、1施策を除いて、概ね達成以上となっていますが、2芸術文化による創造県おおいとの推進及び3スポーツの振興においては、コロナの影響による活動制限やスポーツ大会の中止などにより、目標達成が困難となった結果、指標評価は大半が著しく不十分となりました。

続いて、それぞれの指標の中で、目標を達成している指標と未達成の指標について、主なものを説明します。

288ページをお開きください。ページ中ほどのⅡ目標指標の一番左、指標欄を御覧ください。児童生徒の学力（全国平均正答率との比）ですが、表の中ほど、3年度の欄にあるとおり、達成度は小学校97.3%、中学校99.3%となっています。

ページ下段のⅢ指標による評価のiにあるとおり、知識、技能の確実な定着と活用する力の向上を図るため、学校の組織的な授業改善や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実等に取り組んだことにより、目標値を概ね達成しました。今後も、ICTを効果的に活用するなど、主体的、対話的で深い学びの実現を目指し、授業改善を推進していきます。

続いて、302ページをお開きください。目標指標グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合の達成度は113.3%となっています。指標による評価ですが、学校現場における国内外教育機関等との交流を実現するグローバル・ラーニング・ハイスクールや国際交流プラットフォームなどの新たな取り組みを導入したことにより、児童生徒がグローバルな環境で活動する機会が増加し、目標値を達成しました。今後も、グローバル人材育成モデ

ルを県下に普及させる取組を推進していきます。

続いて、306ページをお開きください。目標指標のi不登校児童生徒の出現率の全国との比(小・中学校)については、国の調査公表時期の関係で、2年度の数値を用いていますが、達成度89.8%となっています。指標による評価のiですが、地域児童生徒支援コーディネーター、教育相談コーディネーター等の連携により、教育相談体制が強化されたものの、僅かに目標値に届きませんでした。今後も、スクールカウンセラー等の教育相談体制の充実を図っていきます。

続いて、328ページをお開きください。目標指標のi「協育」ネットワークの取り組みに参加する地域住民の数の達成度は78.2%となっています。指標による評価のiですが、地域と学校の協働活動の好事例を発信することに努めたものの、新型コロナウイルス対策による教育活動の制限及び放課後活動等の中止に伴い、地域学校協働活動も減少したため、目標値を達成できませんでした。今後も、オンライン研修会等で好事例を発信し、市町村への普及、啓発を図っていきます。

続いて、342ページをお開きください。目標指標のi文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画の策定数の達成度は50.0%となっています。指標による評価のiですが、新型コロナウイルスの影響により、市町村において、策定に必要な協議会などを十分に開催することができず進捗が遅れたため、目標値を達成できませんでした。今後も、オンライン研修会等により、市町村の地域計画策定を支援していきます。

最後となりますが、346ページをお開きください。目標指標のii総合型地域スポーツクラブの会員数について、達成度78.7%となっています。指標による評価のiiですが、魅力ある総合型クラブの育成に努めたものの、20から50代の青、壮年期世代の減少が進んだことに加え、新型コロナウイルスの影響により、目標値を達成できませんでした。今後も、親子で一緒に取り組める運動など、プログラムの充実

により、クラブの魅力度を高めていきます。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果について、御説明します。点検・評価結果報告書は別冊でお配りしていますが、概要資料にて御説明します。委員会資料の8ページ左側を御覧ください。教育委員会は、毎年、教育委員会の担う事務の実施状況を点検、評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされています。今回は前年度にあたる令和3年度の教育委員会の事務に関する点検・評価結果について、御説明するものです。

点検と評価は、大分県長期教育計画「教育県大分」創造プラン2016の目標指標を用いて、学識経験者などの御意見をいただきながら実施しています。

次に、画面右側を御覧ください。各目標指標の達成状況についてです。まず、右上を御覧ください。達成率の評価基準は100%以上で達成、90%台を概ね達成、80%台を不十分、80%未満を著しく不十分とする4区分で分類しています。

全体で見ると、上段の円グラフにあるとおり、達成及び概ね達成となった指標の合計が全体の66.1%となっており、昨年度の67.2%とほぼ同水準の結果となっています。目標値は毎年段階的に上がっていることを踏まえると、教育水準が停滞しているわけではなく、実績値としては着実に進捗しているものと考えています。

9ページの左側には目標指標ごとの達成率をレーダーチャートで示しています。全指標の達成状況を視覚的に把握していただく作りとしているため細かい表示となりますが、タブレットを利用される場合はピンチアウト——指2本で画面をタッチし、指幅を広げる動作をしていただくと、画面を拡大して確認いただけます。別冊でお配りしている点検・評価結果報告書で確認される場合は、5ページを御覧ください。達成評価が低かったものについて、例えば、画面下側のレーダーチャートの左下にある指標46の公立図書館や指標52の文化財関係施設の

利用者数や、大会の多くが中止や延期となった指標56のスポーツの国際大会出場者数など、引き続き参加する類いの指標は新型コロナの影響を受けていますが、実績値としては向上が見られるものもあり、コロナ禍においても取組を継続するための知見の蓄積もあったものと考えられます。さらに、今回の評価には計上されていませんが、例えば、電子書籍の導入やバーチャルミュージアムの公開等、コロナ禍を契機に新たな取組も進んでいるものと認識しています。一方で、画面上側のレーダーチャートの右下にある指標12から14までの本を読まない児童生徒割合や、指標27の知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率など、新型コロナの影響にかかわらず、継続した課題と認識できる指標もいくつか見られました。

続いて、右側には基本目標ごとの達成状況を、10ページから11ページには、達成率が著しく不十分、不十分となった指標を黒地に白抜き文字で記載しています。このうち、新型コロナウイルスの著しい影響により、著しく不十分、不十分となった指標については11ページにまとめて記載しています。達成率が著しく不十分となった指標については、教育委員会会議や学識経験者や保護者などを委員とする大分県長期教育計画委員会の場合、それぞれの課題や今後の対応等について御意見を頂戴しています。今回の点検・評価の結果を踏まえ、今後の教育行政の施策に適切に反映していきたいと考えています。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別に御質疑等もないので、続いて④から⑥の報告をお願いします。

**武野義務教育課長** 13ページを御覧ください。本調査の目的は、上段右側に記載しているとおり、平成19年度から実施しています。今年度は4月19日に実施しました。調査の対象学年は、小学校第6学年、中学校第3学年。実施した教科は、小学校では国語、算数、理科の3教

科、中学校では国語、数学、理科の3教科で、理科については3年に一度の調査となっています。また、生活習慣や学習習慣などに関する質問紙調査を児童生徒及び学校に対して実施しています。

2結果の概要を御覧ください。文部科学省より提供された本県及び全国の学力調査の平均正答率を整数値で記載しています。小学校は、算数と理科で全国平均正答率を上回り、国語は全国平均並みとなっています。中学校は、数学で全国平均正答率を上回り、国語と理科は全国平均並みとなっています。

14ページを御覧ください。本県と全国の平均正答率の各教科の差及びその推移を示しています。教科に関する調査は、平成30年度までは、主として知識に関する問題をA問題、主として活用に関する問題をB問題として出題していましたが、平成31年度から知識、活用を一体的に出題することになりました。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育の影響等への配慮から、実施されませんでした。

次のページを御覧ください。上段は、平均正答率の分布一覧です。棒グラフの白抜きが全国、色付きが本県です。各教科のグラフの点線四角囲みの平均正答率20%以下の児童生徒の割合は、小学校の国語、算数、理科、中学校の国語、理科については、全国平均値と同程度、または低い値となっています。中学校数学では0.2ポイント高くなっています。義務教育は、全ての子どもたちに一定レベルの学力を身に付けさせることを使命としているので、低学力層の引上げについては、引き続き力を入れていきたいと考えています。

16ページを御覧ください。児童生徒質問紙調査の結果の一部です。まず国語、算数、数学、理科の教科が好きかという質問の結果を記しています。小学校理科が前回、前々回調査より下がっており、コロナ禍により実験や体験の不足や経験年数の浅い教員の増加など考えられますが、今後詳細に分析をし、対策を講じていきます。

17ページの下段を御覧ください。授業改善に関する調査結果を示しています。学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた、の項目については8割近い数値となっています。

18ページのキャリア教育関係では、将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒は、全国値と比較すると、小学校では1.1ポイント低く、中学校では1.2ポイント高くなっています。経年で見ると減少傾向となっており、コロナ禍の影響が考えられます。

19ページは、ICT活用についての結果です。ICT機器を使うのは勉強の役に立つと回答した児童生徒は、全国値と比較すると、小学校では0.5ポイント高く、中学校も1.7ポイント高くなっています。

20ページは、各学校の管理職が回答する学校質問紙についてです。学校組織、授業改善のいずれの質問も全国値より高い数値となっています。

21ページには、結果分析と今後の取組を記載しています。児童生徒は一定程度の学力を身に付けています。その一方で、低学力層の割合は、小学校では標準を維持しているものの、中学校では増加している教科も見られます。そのため、低学力層の児童生徒に対する手立てを講じた授業改善を一層進める必要があります。また、将来の夢や目標を持っている、の回答を経年で見ると減少傾向にあります。今後もキャリア教育の充実を図るとともに、自主的、実践的な学習活動を工夫する必要があります。今後の取組については、本結果を受け、大きく二つの取組を進めていきます。一つ目は、新大分スタンダードを意識した単元構想による授業改善、二つ目は、特別活動や体験的な学習の保障の保障です。

**山田高校教育課長** 中学校卒業後の進路状況について御報告します。

22ページを御覧ください。この資料は、前回、第2回定例会の常任委員会において御要望

があった、各市町村から大分市内の普通科を有する高校への進学状況について、令和4年度入試結果を基にまとめたものです。表の上段は、各市町村の中学校卒業生数を記載しています。また、左側には大分市内の普通科を有する高校名を記載しています。なお、大分南高校には普通科の他に福祉科、大分東高校は同じく農業科がありますが、普通科のみの進学者を抽出した数を記載しています。この表の中で、例えば、左上の中津市であれば、令和4年度の中学校卒業生は791人で、中津市から大分上野丘高校には5人、大分舞鶴高校には1人が進学した状況が分かるようにまとめています。表の一番下の段には、各市町村の卒業生数に対する、大分市内普通科進学者数の割合を%で表しています。資料を見ると、由布市や臼杵市、豊後大野市など大分市近隣の市町村において、他地域と比較して割合が高い状況となっています。今後も中学校卒業後の進路状況については、動向を注視してまいります。

**寺川教育財務課長** 公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。お手元の資料県出資法人等の経営状況報告概要書県有地の信託に係る事務の処理状況報告概要書の30ページを御覧ください。

公益財団法人大分県奨学会の経営状況について、御報告します。

項目2を御覧ください。県は資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%にあたる4億7,591万1千円を出資しています。項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っており、令和3年度は、高等学校等奨学金は、延べ1,239人に対し2億9,538万3千円、大学奨学金は、303人に対し1億7,356万円、合計延べ1,542人に対し4億6,894万3千円を貸与しています。

次に、項目4の3年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は40億841万7千円であり、当期正味財産増減額は4,446万5千円の減となっています。正味財産が減少した主な理由は、保有

債券の時価が下落し、基本財産の評価額が減少したことです。

項目5の問題点及び懸案事項については、奨学金の返還時期を迎える対象者の増に伴う滞納者の増加等により、返還率は80%を下回る状況にあることから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっています。

項目6の対策及び処理状況については、平成24年度から債権回収に専ら従事する職員を2名に増員するとともに、債権管理に精通した人材を配置し、裁判所に対する支払督促申立等による積極的な債権回収に取り組んでいます。

**佐保体育保健課長** 次に、公益財団法人大分県スポーツ協会の経営状況についてです。31ページの項目2を御覧ください。県は資本金等の総額1,395万8千円の14.3%にあたる200万円を出資しています。

項目3の事業内容です。本協会は、スポーツを振興し、県民体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発展を図ることを目的とし、1の国民体育大会等の各種スポーツ大会及びスポーツに関する技能、体力、競技力の向上に対する助成や、指導者の資質向上等を図る事業をはじめとした事業を実施しています。

項目4の3年度の決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書を御覧ください。経常収益1億5,127万5千円に対し、経常費用1億4,773万8千円となっており、当期経常増減額は353万7千円のプラスとなっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の7割を超えていることから、引き続き、安定的な自主財源の確保が必要だと考えます。

最後に、対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、引き続き、ホームページによる広報等を通じて、企業、個人に対する賛助会員の拡大に努めます。また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても指導、協力を行っていきます。

**阿部委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質

疑、御意見などはありませんか。

**衛藤副委員長** 20ページですが、授業改善のところで、これは教員に聞いていますが、聞く対象が教員なら、それはやっていると言うのではないかと思いますよ。やはり聞く相手、アンケートの対象は生徒であるべきで、様々な考えを引き出したり、思考を深めたりするような発問や指導をしてもらったかを、教員に聞くような話ではないと思いますね。ここはしっかりと対象を改めた方がいいのではないのかと感じたので、御対応のほどよろしくをお願いします。

それと、諸般の報告⑤22ページですが、これは委員会からもお願いした部分を酌み取って出していただいたと思うんですけども、もともとお願いしたのは、各市町村から成績の上位層がどれだけ流出しているかを知りたいので、そういう資料を出してくださいとお願いしました。これだと実態が分からないので、そういった資料を改めて提出していただければと思います。これはあくまで大分市ですよ。例えば中津市で、どこに、どういう形で流出しているとか、全県一区のいい部分、悪い部分を確認するための資料を求めましたが、そこがこの資料からは確認できないので、申し訳ないですが、再提出をお願いします。

**武野義務教育課長** まず、20ページの授業改善ですが、17ページに戻っていただいて、例えば⑭の質問ですが、17ページは児童生徒の答えた部分です。一応管理職にも、校長にも聞くことになっています。

**山田高校教育課長** 今、御指摘いただいた件ですが、成績上位層、得点と出身地がひも付けられていないところがあるので、どこまでできるか調べ、また回答します。

**衛藤副委員長** すみません、さきほどの件は失礼しました。大事なのは、このギャップをどう埋めるかだと思うので、その辺の御検討状況を教えていただけますか。

**武野義務教育課長** 今、委員の言うとおりのギャップというのは、とても大切だと思っています。これも実は長年の課題でして、質問の中には、児童生徒と管理職、先生が答えるのがあり

ますが、これら以外にも、やはりギャップがあります。実際に市町村教育委員会とか、各教科の先生が集まったときに、この数字を直接見ていただきます。この数字を見ていただいて先生はどう考えますかと、子どもたちはこう考えている、先生はこう考えている、この差が実際にありますねということによって、その中でどのように授業改善をしていくか、その場で協議等してもらいます。ここの質問にあるような問いは、これから授業をする上で必要な内容なんです。例えば、20ページの児童の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導、この工夫を是非してくださいというメッセージにもなっていると思うので、様々な先生が集まった場で助言等もしていきたいと考えています。

**馬場委員** 二つほどお願いしたいと思いますが、一つは、さきほど評価のところでは不登校の件が出たと思いますが、不登校が実際には小、中、高で人数的にはどのくらい増えているのかということ。

それと、不登校で様々な事業をされていると思いますが、例えば、いじめ、不登校の解決支援事業で、登校支援員だとかがかなり配置され、不登校で学校に来なくてもいいよ——来なくていいよではないですが、来なくても行く場所があればいいという感覚があるのかなと思います。不登校の子どもが来られるような不登校特認制度は、大分県では作っていないですか。

**谷川学校安全・安心支援課長** さきに御質問のあった不登校の児童生徒それぞれの状況ですが、これは令和2年度の調査となりますが、小学校、中学校とも増えています。高校は若干減少していますが、特に中学校での増加が目立ちます。

それから、さきほど登校支援員という御質問がありましたが、登校支援員については、現在、県内14校に配置していて、学校には登校できるが、教室には入ることができないといった子どもたちの支援をしていますし、また、成果としては、不登校の子どもたちがこういう大きな居場所があるので、来ることができるようになったという成果が上がっています。

もう一つ、不登校特例校の御質問があったと思いますが、不登校特例校については、全国で21校あると、4月時点で承知しています。うち12校が公立と伺っていますが、都道府県での設置がまだありません。今後また勉強していきたいと考えています。

**馬場委員** 中学校で不登校の子どもたちが増えている原因をどう捉えられているのか、一つお聞きしたい。

もう一つは、県出資法人のところで、かなり令和2年、令和3年と奨学金の滞納者が増えている状況があると思いますが、その要因を。

**谷川学校安全・安心支援課長** 中学校で不登校の出現率が多いということですが、この理由ははっきりしていません。小学校では不登校が少ないにもかかわらず、中学校になって増える傾向が大分県の場合はあります。それについては、今後とも市町村と情報共有しながら、対応策をいろいろ考えていきたいと思っています。

**寺川教育財務課長** 奨学金の滞納者の増加についてお答えします。県立高校については、今、授業が実質無償化になっています。以前と比べ、高校の奨学金を借りられる方もかなり減っています。逆に言うと、多分生活上、厳しい方が借りられている例が増えているかなと、傾向として感じています。そういう状況もあり、滞納率は増えてはいますが、償還していただくようお願いして対応を取っています。

**麻生委員** 各種報告いただきました。ありがとうございます。

そして、今議会では物価高騰対策とか、そういった補正予算が計上されていますが、教育費について気がかりな部分があります。総務省の統計局が発表している全国消費者物価指数の10大費目の地域差指数ですね、これの教育費のところを見ると、大分県は全国で、確か8番目か9番目に高かった気がしています。各種学力テストの正答率とか、いろんな報告もいただきましたが、教育費が低くても正答率が高い都道府県もあるんですね。例えば、塾にやれば当然教育費が高くなるかと思いますが、そうではなく、公教育によって成果をしっかりと出している

ところをぜひ研究して頑張してほしいと思います。

そして、給食費とか、ひもじい思いをしているお子さんがいることがないように、可処分所得の問題も含め、10大費目の地域差指数とか、そういった項目にも注視しながら——残念ながら、消費者物価指数は、大分県では大分市と国東市と日田市の調査結果だけで、五百八十何品目かの報告ということですが、やはり教育委員会としても、この調査に注目して取組をしていただくようお願いしておきます。

**重親教育改革・企画課長** 御指摘ありがとうございます。恐らく委員が御紹介いただいた総務省の指標では、県民がどれぐらい教育にお金をかけているのかと学力の相関関係ということかなと思います。こういった指標も参考にしながら、様々な客観的なデータも見ながら、教育水準が向上するようにどういった取組ができるのか、今後、教育庁一丸となって考えていきたいと思えます。御指摘ありがとうございます。

**阿部委員長** ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**高橋委員** 2点ほどお願いします。

1点が、津久見市のある小学校のことです。7月のことですが、しばらくコロナの関係でなかったフッ化物洗口が再開されましたが、フッ化物洗口の液中にごみのような異物が入っていたということで、早速、購入経路や何なのかを市の教育委員会に問い合わせたと。ところが、市の教育委員会は中に入っていたものが何なのかをはっきり言わず、薬剤師が大丈夫と言ったから大丈夫ですとのこと、他の学校では予定どおり実施、混入していた小学校は時間をずらして昼にしたと。朝ではなくて、翌日の昼にしたと。学校の職員としては、子どもたちが口の中に入れるものなので、それが一体何だったのか、混入経路は恐らく調査してもなかなか特定は難しいとは私も思います。でも、中に入って

いたものが一体何だったのかぐらいはちゃんと説明がないと、非常に不信感があるということだったんですね。今、コロナがだんだん落ち着いて、それぞれの学校でフッ化物洗口を始めているところもあります。当初、各市町村教育委員会は丁寧に教員、保護者に説明をしていましたが、もう何年か経ってくると、人員の関係なのかどうか分からないが随分おろそかになっていると。説明が非常に不足して、前にしたからいいでしょうとか、去年聞いた人はずっと卒業まで説明なしでそのままいきますよというような感じなので、やはり丁寧にさせていただきたいと、そういう強い要望があったので御報告するとともに、県教育委員会の今後の対応等についてお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点が新採用者の研修ですが、研修後に研修評価シートというのがあると。研修が終わった後、これを3日以内に出してくださいと言われると。もしこれが3日以内に出せなかった場合には受講修了にならないので、翌年また同じのを受けなければならないことになっている。学校に持って帰ってやろうとすると、学校の仕事に追われ、つい忘れるので、これを研修時間内にできたらいいのということ、例えば、4時半まで研修ならば、4時15分に終わって、残りの15分間を受けた研修の感想を振り返る、そういう時間に充ててほしいという要望です。

**佐保体育保健課長** フッ化物洗口についてお答えします。コロナ禍になり、フッ化物洗口を継続実施している市町村もありますし、一時中断等している市町村もあります。県としては、フッ化物洗口を促進していきたいと考えています。この実施にあたっては、当然、コロナ禍等で一時中断等したところが再開するかは、保護者会への説明等もお願いしており、そういう説明に専門の知識を持った人が必要であれば、他の職員等が出向いて説明しています。引き続き丁寧な説明をしながら、保護者の理解等を得て実施して進めていきたいと考えています。

**岡本教育長** 体育保健課長の説明に少し補足させていただきますが、津久見市で異物混入があ

ったことは、副知事からも直接話を聞いています。正しい説明が現場の末端までもらえないということであれば、当然不安は払拭できないので、体育保健課を通じて、津久見市教育委員会には先生方に原因や対策も含め、丁寧に説明してほしいとお願いしています。

**内海教育次長** 新採用者をはじめとした研修評価シートの提出について、3日以内を原則にしていますが、メール提出なので、現在もその日のうち受講してすぐに提出している受講者が大変多いです。3日過ぎたものについては催促し、必ず提出というシステムにしています。研修時間を短縮してというお話がありましたが、メールに打ち込む時間もそうたくさん必要というわけではないので、振り返りとして、できるだけ早く提出するように指導をしています。少し難しい状況が見受けられたら、工夫するように教育センターにも伝えておきたいと考えています。

**高橋委員** ありがとうございます。フッ化物洗口に対して丁寧な説明をなさいたいという、県教育委員会の姿勢はぜひ各市町村もきちっと徹底していただきたいなと思います。

今、どこの学校もやっているんですよ。やっぱり薬ですし、子どもが口に入れるんですよ。下手すれば飲み込む可能性もゼロではない中で、不安感がありながら、先生は気を使いながらやっているの、やはり理解していただき、教育委員会としても対応していただきたいと思います。

シートの方は、出たくないとか、出さないとやっているわけではなく、出したいけど、やはり学校に帰ってとか、家に帰ると仕事が待っているんですよ。それがやはり優先されると忘れてしまうので、できればその研修の時間内、感想も含めて研修の時間という工夫をしていただきたいということなので、ぜひ前向きに検討していただくと、新採用の先生も安心すると思うし、受験者も増えると思うので、よろしくお願いします。

**守永委員** 今の高橋委員の質問にもちよっと関連しますが、フッ化物洗口の関係。かなり長い時間、フッ化物洗口をしてきたと思いますが、

その後どう変化があったかを分かりやすく取りまとめているものがあれば示していただけると、また、薬害的なものが発症した事例とか、気分が悪くなったとか、児童が発症したとか、トラブルがあれば、そういった情報も共有できたらと思います。ごく少ないとは思いますが、もしそういうことがあれば、きちっと把握されているかも分かるので、その辺どうでしょうか。

**佐保体育保健課長** まず、フッ化物洗口の取組の状況等についての分かりやすい資料等があればということですが、令和2年度から県内全小学校、中学校で全面実施という形で進んできたわけですが、コロナによって中断、中止等が頻繁に、コロナの波によって起こっています。そうしたことから、成果がどのように見えているかがなかなか分かりづらいところがあり、分かりやすくまとめたものは今ありません。

ただ、コロナ禍にあってもフッ化物洗口を継続してきた市町村によっては、虫歯本数が減ってきて、全国平均を下回っている市町村もあります。

それから、トラブル等について把握しているかですが、そういうトラブルがあれば報告等が上がるようになっていきます。現在のところ、そういうトラブルはありませんし、もしそういう状況であれば、すぐに全体共有等していく形を取っています。

**阿部委員長** ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別にないので、これをもって教育委員会関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆さんは、このあと協議を行いますのでお待ちください。

〔教育委員会退室〕

**阿部委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外調査の件についてです。

前回の常任委員会で、県外調査を行う方向で決定し、委員長に一任いただきました。事務局が行程案を作成したので、説明させます。

〔事務局説明〕

**阿部委員長** この案で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** それでは、このとおり決定します。

詳細については、委員長に御一任ください。また、明日以降に切符等を事務局で手配しますので、欠席や途中離脱、空港までの交通手段をなるべく早く、事務局に御連絡ください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**阿部委員長** 別にないようですので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れ様でした。